

前橋市営住宅管理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>親族等</u> 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(現に同居し、又は同居しようとする者がない者に限る。第8条第2項において「老人等」という。)にあっては第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第4号から第6号まで)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が<u>親族等</u>であること。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする<u>親族等</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(単身者の入居できる市営住宅の規格)</p> <p>第7条の2 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>がない者の入居を認める市営住宅の規格は、市長が別に定める。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>親族等</u>以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(現に同居し、又は同居しようとする者がない者に限る。第8条第2項において「老人等」という。)にあっては第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第4号から第6号まで)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が<u>親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>であること。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする<u>親族</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(単身者の入居できる市営住宅の規格)</p> <p>第7条の2 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>がない者の入居を認める市営住宅の規格は、市長が別に定める。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>親族</u>以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 省略</p>

3 前項の規定にかかわらず、市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族等以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、第1項の承認をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、第1項の承認をすることができる。